

輸入木質バイオマスの持続可能性について

2025年9月

資源エネルギー庁

本日も議論いただきたい事項

- 第31回WGでは、輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向け、EUの動向や日本の木材利用状況等も踏まえ、引き続き検討を進めることとされた。また、今後の検討の方向性等についても、様々なご意見をいただいたところ。
- 本日は、いただいたご意見を踏まえ、**今後の検討の進め方等についてご議論いただきたい。**

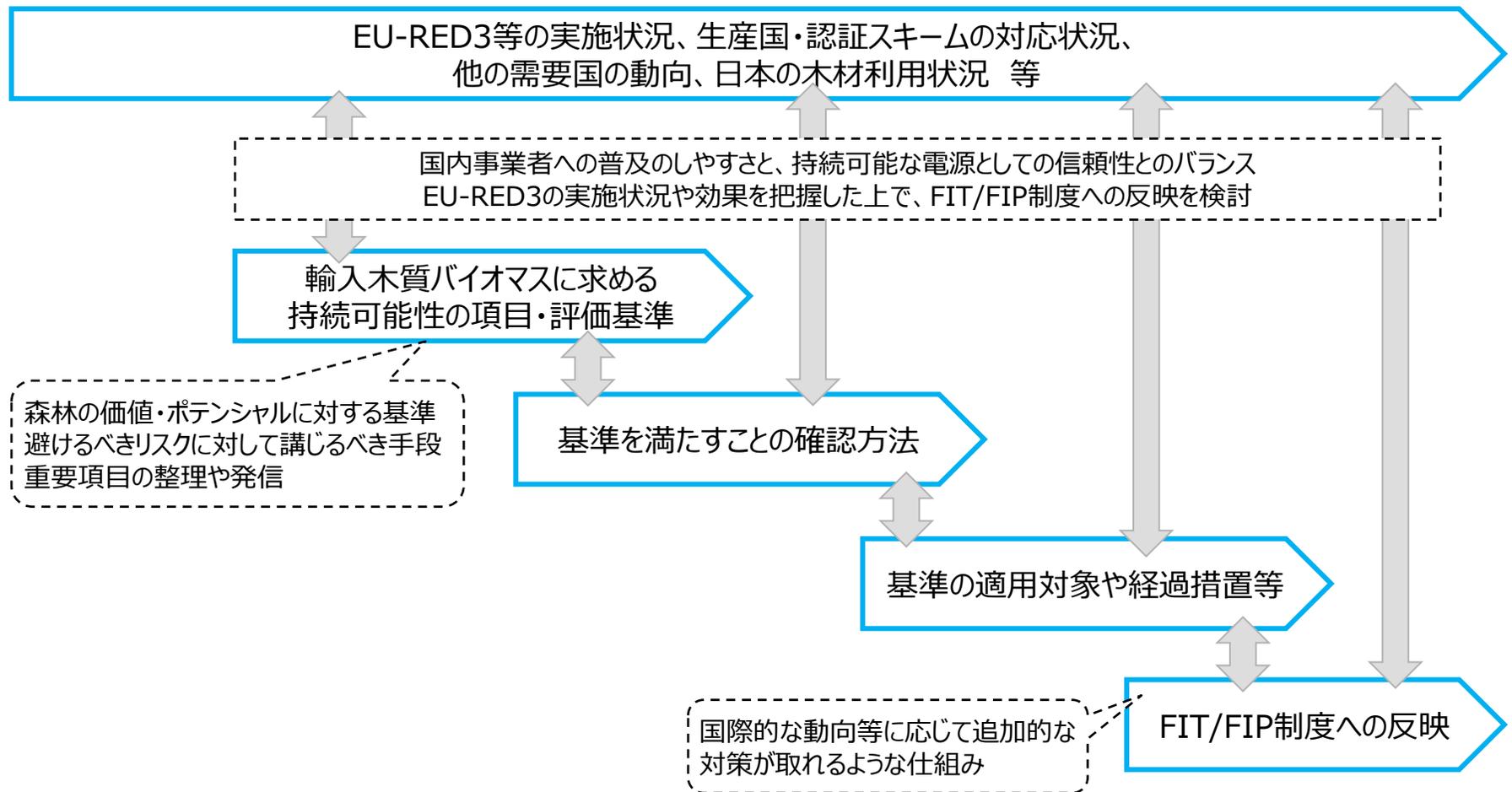
【第31回WGにおける主なご意見】

- 同じ目標に向かう場合でも、**国内事業者にとって普及しやすい制度か、国内外市場で持続可能な電源として受け入れられるEU水準の制度か**、2つの方向性がある。**これらのバランスを取りながら制度設計を進めてはどうか。**
- ルールを厳格に定めても、実際の対応が不十分となることがないよう、**EU-RED3等の実施状況や効果をしっかり把握**した上で、最終的にFIT/FIP制度への反映を検討すべきではないか。
- **森林や木材は、エネルギー利用以外でも価値を持つ資源**であり、こうした**ポテンシャルに対する基準**を設け、エネルギーとして納得できる利用方法を示すことが重要。
- EU-RED3の持続可能性基準を単純に追従するだけでなく、**避けるべきリスクに対してどのような手段を講じるべきか**といった**具体的な議論も必要ではないか。**
- **EU-RED3の持続可能な伐採基準を参考にしつつ、日本として考慮すべき重要な項目を整理し、制度として導入しなくてもメッセージとして発信することも重要。**
- 国際的に求められる持続可能性の目標は、新たな知見や課題、技術の進歩などによって変化していく。**追加的な対策が取れるような仕組みを制度の中に組み込むことが重要。**

今後の検討の進め方について

- 輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向け、いただいた主なご意見を踏まえ、**今後の検討の進め方のイメージをまとめると以下のとおり。**

今後の検討の進め方イメージ ※追加の論点等に応じた変更があり得る。

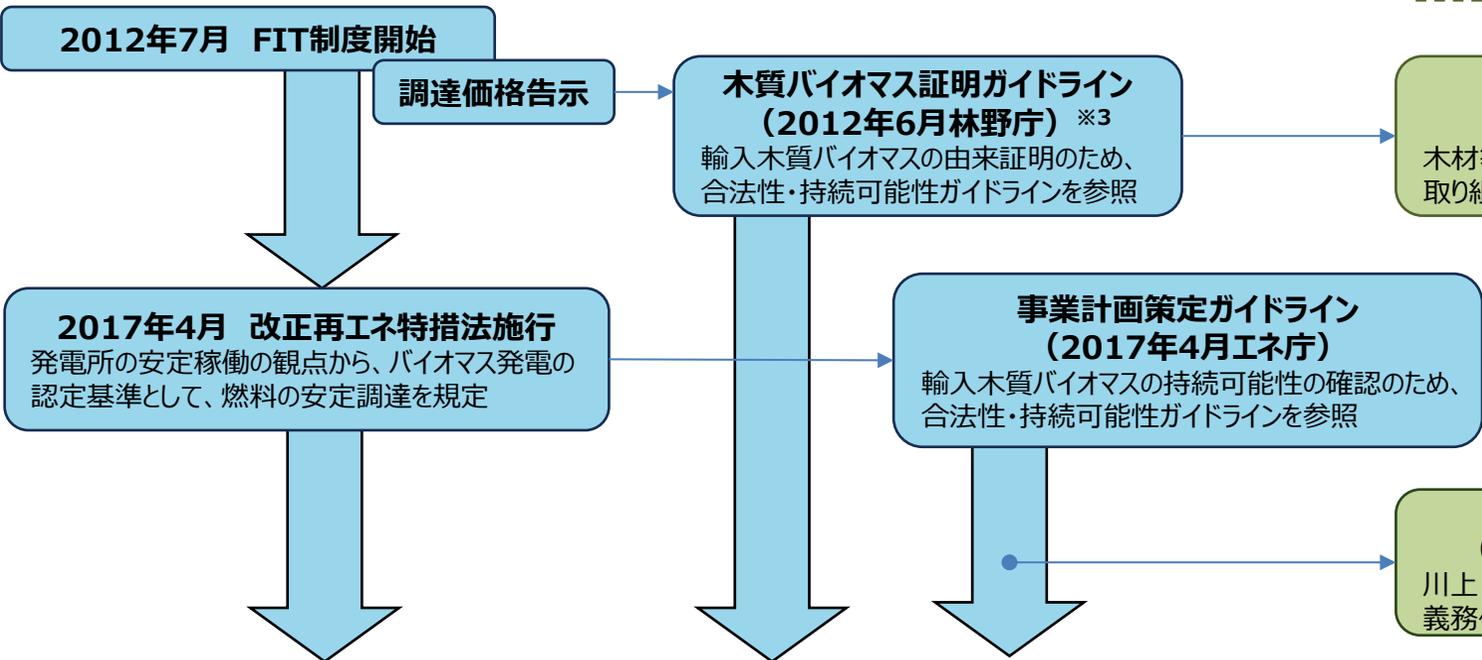
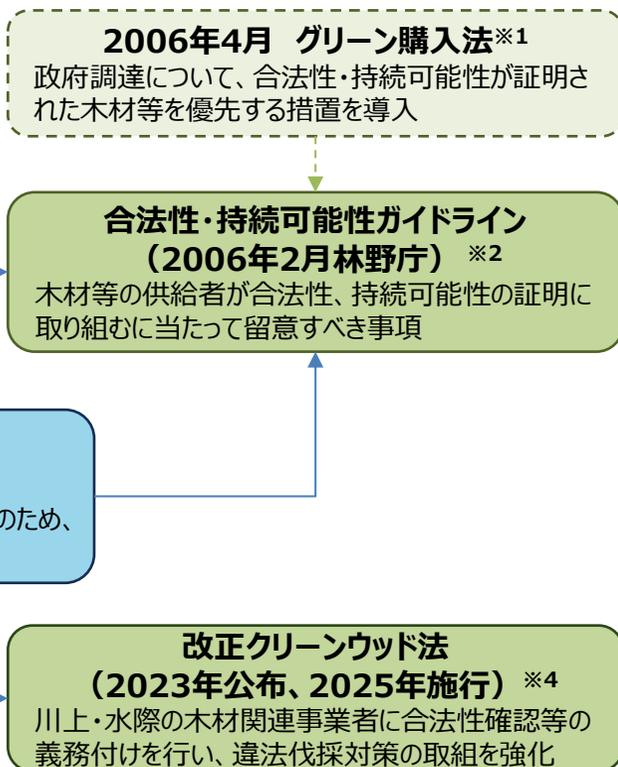


<参考> 輸入木質バイオマスに求める持続可能性について（現行制度の説明）

- 2012年のFIT制度開始に際し、**木質バイオマスの調達価格の適正運用**を目的として、**木質バイオマス証明ガイドライン（2012年6月林野庁）**を策定。同ガイドラインでは、**輸入木質バイオマスについて、合法性・持続可能性ガイドライン（2006年2月林野庁）に基づく分別管理・証明**が求められている。
- また、2017年の再エネ特措法改正により、**バイオマス発電の認定基準として、燃料を安定的に調達**することが見込まれることを規定。これを踏まえ、**事業計画策定ガイドライン（2017年4月エネ庁）**においても、**輸入木質バイオマスについては合法性・持続可能性ガイドラインに基づく持続可能性の確認**が求められている。
（なお、2025年度からは、改正グリーンウッド法に基づく合法性の確認も求められている。）

FIT/FIP制度と木材関係施策との関係

- ※1 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）
- ※2 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁）
- ※3 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）
- ※4 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）



<参考> 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（2006年2月 林野庁）

- 木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたガイドライン（平成18年公表）。
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法として、3つの方法を提示。

<木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法>

（1）森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法

森林認証（FSC、PEFC、SGEC等）を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証（認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明）

（2）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、分別管理されていることの証明書を交付。生産・加工・流通の各段階で証明書の交付を繰り返して行い、証明の連鎖を形成することにより証明。

（3）個別企業等の独自の取組による証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

<参考> 輸入木質バイオマス（SBP及びGGL）に求める持続可能性基準

- 第25回WGでは、輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGの確認方法として整理された**SBP及びGGL**が、**合法性・持続可能性ガイドラインにも適合する根拠**について、林野庁から報告が行われた。
- この際、**林野庁**は委員からの意見を踏まえ、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準を一部読み替え、**輸入木質バイオマス（SBP及びGGL）向けの基準として提示**し、これをSBP及びGGLに要請・反映した。

SBP/GGLに要請・反映した持続可能性基準 ※赤色文字部分が木質バイオマス向けに読替・追加した箇所

項目		評価基準（RSPO2013を元に作成）	適用
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。 （「一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域を開発していないこと」と読み替え）	P&C認証
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。 （「土壌を保護すること」と読み替え）	P&C認証
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	P&C認証
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	P&C認証
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	P&C認証
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	P&C認証
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	P&C認証
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	P&C認証
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	P&C認証
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	P&C認証
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	全体

<参考> 持続可能な伐採基準（EU-RED3 第29条第6項）

- 森林バイオマスから生産されるバイオマス燃料については、生産国において、持続可能性についての要求事項を担保する法令や監視・執行の仕組みが整備されていること、または森林供給地域で管理の仕組みが整備されていることが求められている。
- 要求事項としては、伐採作業の合法性、伐採地域の森林再生、湿地や泥炭地等の保護、森林所在国で定義される老齢林や原生林の劣化や植林地への転換の回避、森林の長期的な生産能力の維持・向上等が求められている。
- なお、伐採作業の合法性については、EUTR（EUDR）に準拠して証明することとされている。

EU-RED3 持続可能な伐採基準のポイント

※下線部はEU-RED2からの変更点

項目	要求事項
木質バイオマスの持続可能な生産に関する基準 (29条6項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林バイオマスから生産されるバイオ燃料・バイオリキッド・バイオマス燃料は、持続不可能な生産からの森林バイオマスを使用するリスクを最小化するため、以下の要件を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 森林バイオマスが伐採された国に、伐採地域に適用される国もしくは準国の法律があり、以下を担保するシステムが整備されていること。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 伐採作業の合法性 (ii) 伐採地域の森林再生 (iii) <u>湿地、草地、ヒースランド、泥炭地を含む自然保護の目的で国際法、国内法、関連管轄当局によって指定された地域が、生物多様性の保全と生息地の破壊の防止する目的で保護されていること。</u> (iv) 伐採は、持続可能な森林管理の原則に従い、<u>土壌の質と生物多様性の維持に配慮して行われ、切り株や根の伐採、森林所在国で定義される老齢林や原生林の劣化、または植林地への転換、脆弱な土壌での伐採を回避する方法で行われること。森林所在国で定義される大規模皆伐の最大閾値および枯れ木採取の地域的かつ生態学的に適切な保持閾値を遵守して伐採が行われること。土壌の圧縮を含む土壌の質、生物多様性の特徴、生息地への悪影響を最小限に抑える伐採システムの使用要件を遵守して伐採が行われること。</u> (v) 伐採によって森林の長期的な生産能力が維持または向上すること (vi) 森林バイオマスが伐採される森林は、3項(a)※原生林、(b)※生物多様性の高い森林、(d)※生物多様性の高い草地、(e)※ヒースランド、4項(a)※湿地、5項※泥炭地で言及されているステータスを有する土地に該当しないこと。（※国もしくは準国の法律または管理システムがない場合は、29条3～5項に基づき、個別に確認を求める。）※箇所は事務局にて補足 (vii) 森林バイオマスからバイオ燃料・バイオマス燃料を生産する施設は、30条3項に従って実施される監査を目的とした企業レベルの内部プロセスに裏付けられ、森林バイオマスが上記(vi)で規定される土地から供給されていないことを保証する声明を発行すること。 (b) 上記の根拠が入手できない場合、(a)の(i)～(v)を担保する管理システムが森林供給地域で実施されていること。